

令和 3 年度第 1 回防府市福祉有償運送運営協議会（書面決議）

1 協議会を設置する目的及び理由について

(1) 自家用有償旅客運送ハンドブック（国土交通省）（以下、「ハンドブック」という。） **資料 2**

①自家用有償旅客運送とは…P 1

- ・既存のバス、タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合に、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた自家用車を用いて市町村や NPO 法人等が提供する運送サービス

②福祉有償運送とは…P 3

- ・市町村や NPO 法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

③自家用有償旅客運送の登録の流れ…P 5

- ・福祉有償運送の登録（有効期間の延長（更新登録）を含む）については

①「地域における関係者の協議」の後に、②「道路運送法に基づく登録」が必要

※この書面決議では、①「地域における関係者の協議」を行う

④地域における関係者の協議…P 6

- ・地域における関係者が協議を行うために「運営協議会」を設置

※防府市では「防府市福祉有償運送運営協議会」を設置

(2) 防府市福祉有償運送運営協議会設置要綱（以下、「要綱」という。） **資料 3**

①趣旨（第 1 条）

- ・市民の福祉の向上を図るため、福祉有償運送の適正な確保に必要な事項を協議する「防府市福祉有償運送運営協議会」を設置

②協議事項（第 2 条）

- ・登録（有効期間の更新登録、変更登録を含む）を申請する場合における福祉有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

- ・合意の解除に関する事項
- ・その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

③議決の方法（第 4 条第 8 項）

- ・全会一致を原則とする
- ・意見の集約を行うことができない場合は、委員の 4 分の 3 以上をもって決する

④会議の公開（第 4 条第 1 1 項）

- ・会議は原則として公開とする
- ・必要に応じて非公開とすることができる

※本協議会では一部承認の可否を諮る事にしており、この部分については非公開とし、非公開部分を除いた議事概要を公表する

⑤守秘義務（第 6 条）

- ・委員及び意見の聴取のため会議に出席を求められた者は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない
- ・その職を退いた後も、同様とする

2 委員について（要綱第 3 条）

別紙委員名簿による

3 議題について

(1) 福祉有償運送の登録更新申請について

以下の申請者に係る福祉有償運送の有効期間の更新登録について協議を行う

- ・申請者
(A団体 ○○○○)

- ・住 所
防府市○○○○

- ・現登録の有効期間

平成 3 1 年 4 月 1 7 日から令和 4 年 4 月 1 8 日まで

(2) 協議事項

- ①福祉有償運送の必要性（合意が必要な事項）（要綱第 2 条第 1 号）

申請者においては、週 3 回透析が必要な患者がいる。その中で、家族等の協力が得られず、公共交通機関や自家用車等での通院が困難な血液透析患者の通院する際の移動手段を確保したいという移動ニーズに応じて、原則ドア・ツー・ドアでの自家用有償旅客運送を実施している。

透析患者にとって、透析は生命の維持に必要な治療であり、公共交通機関や自家用車等での通院が困難な透析患者にとって、福祉有償運送は必要な通院手段であるため、引き続き必要性を認める。

②旅客から収受する対価（合意が必要な事項）（ハンドブック P 2 4、要綱第 2 条第 1 号）

ハンドブックにおいて、旅客から収受する対価は実費の範囲となっている。

申請者が旅客から収受する対価は、初乗り 1 km までは 100 円、以降 1 km ごとに 100 円を加算し、上限を 800 円としている。実費の範囲内であり、一般旅客自動車運送事業に係る運賃を勘案して、営利を目的としていない範囲内である。また、対価は合理的な方法により定められ、利用者にとって明確である。

（道路運送法施行規則第 51 条の 15）

③運送区域（ハンドブック P 1 8、要綱第 2 条第 3 号）

運送の区域は、この協議会が設置されている防府市内となるが、現在 3 名山口市徳地から利用がある。このことについて、中国運輸局山口運輸支局に事前に確認を行ったところ、申請者が福祉有償運送を行っている主な地域である防府市の運営協議会において協議が調べば問題ないと回答を得ている。（道路運送法施行規則第 51 条の 4）

④旅客の範囲（ハンドブック P 1 9）

申請者の旅客の範囲は身体障害者であり、申請時点で 18 名の利用がある。利用者については、事務局において障害要件を確認済である。（道路運送法施行規則第 49 条第 2 項）

4 参考資料

- ・参考資料 防府市の腎臓機能障害手帳所持者数等
- ・資料 2 自家用有償旅客運送ハンドブック
- ・資料 3 防府市福祉有償運送運営協議会設置要綱

- 資料 4 道路運送法（抜粋）
- 資料 5 道路運送法施行規則（抜粋）
- 資料 6 身体障害者福祉法（抜粋）